

玉名市指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：ふるさとセールス課)

1 施設名	<p>名 称 観光ほっとプラザ「たまララ」 所在地 玉名市両迫間308番地</p>
2 施設の概要	<p>(1) 構造 鉄骨造平屋建 (2) 面積 敷地面積 557.83㎡ 建築面積 409.03㎡ 床面積 405.91㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内所（ホール） 61.06㎡ ・ 特産品展示販売コーナー 82.25㎡ ・ 喫茶飲食・待合コーナー 59.00㎡ ・ 厨房 23.20㎡ ・ トイレ（男・女・多目的） 61.67㎡ ・ 事務室 33.72㎡ ・ 会議室 21.46㎡ ・ 倉庫 8.51㎡ <p>(3) 開館時間 午前9時から午後7時まで (4) 休館日 無休</p>
3 募集概要	<p>募集方法 非公募 (理由)</p> <p>「たまララ」は、熊本県北の玄関口となる九州新幹線玉名駅に併設しており、本市のみならず県北地域及び菊池川流域の総合的な観光案内所として設置された施設である。</p> <p>このため、その運営においては、県北地域の各観光協会や観光関係機関や団体と連携が求められるが、本市の観光振興の公的団体である一般社団法人玉名観光協会は、広域的な連携を築き上げているため、平成23年1月からの本施設開設にあたり、同協会を指定管理者に指定している。</p> <p>また、県内外から広く利用者呼び込むためにも同協会が実施する観光誘致活動の一環として積極的なPRを展開することが可能であり、同協会の役割とこの施設の設置目的・機能とが密接な関係にあるため、公募を行わず一般社団法人玉名観光協会を引き続き指定管理者に予定する。</p>
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

	業務内容	<p>(1) 観光ほっとプラザ「たまララ」条例に掲げる業務</p> <p>① 本市及び熊本県北地域の観光情報等の提供及び観光宣伝に関する業務</p> <p>② 本市及び熊本県北地域への来訪者と地域住民の交流活動に関する業務</p> <p>③ 本市及び熊本県北地域の物産品の宣伝及び販売に関する業務</p> <p>(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>① 施設の点検</p> <p>② 上下水道料等の光熱水費等の支払い</p> <p>③ 修繕工事等</p> <p>④ 法定点検等</p> <p>⑤ 清掃に関する業務</p> <p>(3) 利用管理に関する業務</p> <p>① 利用案内、利用指導、利用促進、公聴広報等</p> <p>② 事故、災害等緊急時の対応</p> <p>③ 関係機関との連絡調整等</p> <p>④ 利用状況等の調査、報告</p> <p>(4) 管理上必要と認める業務</p> <p>(5) その他、観光ほっとプラザ「たまララ」の管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、不服申し立てに対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみの権限に属することを定められている事務を除く業務</p>
	指定管理料の基準額	72,500千円（5年） 単年度14,500千円
4 審 査 の 概 要 及 び	審査方法	4つの審査基準毎に審査項目、審査内容を定め、審査内容に応じて5点を配点（ただし、審査基準「住民の平等な利用を確保」に関する審査内容については、点数とせず「適・否」で判断）。 それぞれの審査内容を採点し、指定管理候補者として適当な団体であるか否かについて、委員会の選定意見をまとめる。
	選定委員会の委員	副市長、企画経営部長、産業経済部長、学識経験者3人（地域住民代表、地域経済代表、女性代表）計6人
	審査基準	別添審査基準表のとおり

結果	審査経過	<p>観光ほっとプラザ「たまララ」に関する玉名市指定管理候補者選定委員会</p> <p>(開催日) 平成29年10月19日</p> <p>(内容) 導入方針、事業計画、収支計画その他提出資料の説明及び質疑</p>	
	審査結果	<p>指定管理候補者 一般社団法人玉名観光協会</p> <p>評価結果及び選定理由</p> <p>1 評価結果 別添「観光ほっとプラザたまララの指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由 別添審査基準表により各委員が採点しました。 適切な管理と効率的な業務遂行が期待できると評価されました。</p> <p>なお、申請者の指定管理料の申請価格は、次のとおりです。 申請者の管理料総額（5年分）</p> <table border="1" data-bbox="539 1034 1142 1084"> <tr> <td>玉名観光協会</td> <td>72,500千円</td> </tr> </table> <p>※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p> <p>上記の結果、全委員の合意により「一般社団法人玉名観光協会」が指定管理候補者として適当であると判断しました。</p>	玉名観光協会
玉名観光協会	72,500千円		

審査基準表（観光ほっとプラザ「たまララ」）

審査基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的の理解及び市が示した管理の基準と提案した運営方針が合致するか	適・否
	利用者の施設の平等な利用の確保	高齢者及び障がい者等へ配慮されているか	
※選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。			
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか	40
		広報計画の内容は適切か	
		地域、関係機関等との連携が図られているか	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	
		利用者ニーズの把握やその対応策が適切か	
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か	
		維持管理は効率的に行なわれるか	
危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	必要な経費を見積もっているか	20
		管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか	
		収支計画の実現の可能性はあるか	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか	20
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数、指導育成、研修体制は十分か	
		職員採用、確保の方策は適切か	
	良好な管理運営の可能性	当該公の施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	20
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか	
	職員の継続雇用	職員の継続雇用については考慮されているか	
合 計			100

観光ほっとプラザ「たまらら」指定管理候補者選定委員会集計表

審査基準	審査項目	配点	指定管理者候補者名
			玉名観光協会
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	利用者の施設の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	240点 (40点×6人)	172点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
	危機管理体制		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	120点 (20点×6人)	88点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	120点 (20点×6人)	86点
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	良好な管理運営の可能性		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	120点 (20点×6人)	88点
	公益性の理解		
	苦情解決の方法		
	職員の継続雇用		
合 計		600点 (100点×6人)	434点